

(別紙)

報酬及び費用の算定基準

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 家庭裁判所において選任された国選付添人の報酬及び費用

第1節 国選付添人の報酬及び費用の種類（第5条－第9条）

第2節 国選付添人の通常報酬の額の算定方法

第1款 国選付添人の基礎報酬の額の算定方法（第6条－第9条）

第2款 国選付添人の試験観察加算報酬の額の算定方法（第10条）

第3款 国選付添人の審理加算報酬の額の算定方法（第11条－第13条）

第3節 国選付添人の遠距離面会等加算報酬の額の算定方法（第14条）

第4節 国選付添人の特別加算報酬の額の算定方法（第15条－第18条）

第5節 国選付添人の費用の額の算定方法（第19条－第23条）

第6節 国選付添人の報酬及び費用の請求に関する特則（第24条）

第3章 抗告審又は再抗告審等において選任された国選付添人の報酬及び費用（第25条－第34条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、センターが、国選付添人の事務に関する契約約款に基づいて一般国選付添人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額の算定に必要な事項を定める。

(消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う報酬の額の調整)

第1条の2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条による消費税率並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第1条による地方消費税率の引上げに対応するため、本契約約款に基づく報酬及び費用の請求が可能となった日（中間

払いの請求については請求のための報告書の提出日) が同条の施行日以後となる事件については、同約款に基づき報酬の費目で算定された額の合計額に、105分の100を乗じ、さらに100分の108を乗じた額をもって、一般国選付添人契約弁護士に支給する報酬の額とする。

(複数の国選付添人が選任されたときの算定方法)

第2条 複数の一般国選付添人契約弁護士が同一の保護事件の国選付添人に選任されたときは、当該一般国選付添人契約弁護士ごとにこの基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定する。

(解任等のときの算定方法)

第3条 一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件の国選付添人を解任されたことその他の事由により国選付添人としての活動を終了したときは、当該終了の時点までの活動について、この基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定する。

(事件を引き継いだときの算定方法)

第4条 一般国選付添人契約弁護士が、他の付添人が辞任し又は解任された後、その保護事件の国選付添人に選任されたときは、当該選任後の初回の審判期日を、第1回審判期日とみなして、報酬及び費用の額を算定する。

第2章 家庭裁判所において選任された国選付添人の報酬及び費用

第1節 国選付添人の報酬及び費用の種類

(報酬及び費用の種類)

第5条 家庭裁判所において選任された国選付添人の報酬及び費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 試験観察加算報酬
- ③ 審理加算報酬
 - (1) 実質審理期日に対する加算報酬
 - (2) 打合せに対する加算報酬
 - (3) 終局決定言渡期日等に対する加算報酬

イ 遠距離面会等加算報酬

ウ 特別加算報酬

① 特別案件加算報酬

② 特別成果加算報酬

③ 環境調整加算報酬

④ 抗告申立書加算報酬

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料

ウ 手続期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料

エ 通訳人費用

オ 審判準備費用

第2節 国選付添人の通常報酬の額の算定方法

第1款 国選付添人の基礎報酬の額の算定方法

（基礎報酬）

第6条 家庭裁判所において次の各号に掲げる保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が選任に係る保護事件の実質審理期日に出席したときは、当該一般国選付添人契約弁護士に基礎報酬を支給する。

一 検察官不関与事件（少年法第22条の3第2項又は第22条の5第2項に規定により国選付添人が選任された保護事件をいう。以下同じ。）

ア 単独事件（裁判所法（昭和22年法律第59号）第31条の4第1項に規定する事件をいう。以下同じ。）

イ 合議事件（裁判所法第31条の4第2項に規定する事件をいう。以下同じ。）

二 検察官関与事件（少年法第22条の3第1項の規定により国選付添人が選任された保護事件をいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる保護事件の基礎報酬の額は、選任に係る保護事件の種類に応じて、算定基準別表A1に定める額とする。

（被疑者の国選弁護士が家庭裁判所送致後に国選付添人を務めた場合の基礎報酬の算定の特則）

第7条 被疑者の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士である一般国選付添人契約弁護士が、少年である当該被疑者が家庭裁判所に送致された後、当該少年の国選付添人を務めたときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき国選付添人としての基礎報酬から1万円（被疑者の国選弁護人の基礎報酬の額が2万円以下のときは当該基礎報酬の額の半額）を控除する。ただし、家庭裁判所が、当該少年について検察官に送致する旨の決定をし、当該一般国選付添人契約弁護士が、当該少年が起訴された刑事事件の国選弁護人を務めたときは、この限りではない。

（一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則）

第8条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第6条第2項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同項に定める額の50%の額とし、同基準第15条に規定する特別案件加算報酬は支給しない。

- 一 第1回審判期日までに記録の閲覧及び謄写をしなかったとき
- 二 第1回審判期日の前日までに少年と面会、電話交通及び打合せを行わなかったとき（一般国選付添人契約弁護士が少年に対して面会又は打合せの申入れを行ったときを除く。）

（国選付添人が途中で活動を終了した場合等の国選付添人の基礎報酬）

第9条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、第1回審判期日の前に解任されたとき、又は選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に審判条件を欠くことを理由として保護事件を終局させる決定があったときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該一般国選付添人契約弁護士が行った算定基準別表A2に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第7条の規定は適用しない。

- 2 家庭裁判所において、一般国選付添人契約弁護士が、審判係属中に付添人が辞任し若しくは国選付添人が解任された保護事件の国選付添人に選任され、当該選任の時点以後に選任に係る保護事件の実質審理期日がないときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該一般国選付添人契約弁護士が行った算定基準別表A2に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第7条の規定は適用しない。

第2款 国選付添人の試験観察加算報酬の額の算定方法

（国選付添人の試験観察加算報酬）

第10条 一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された保護事件につき、少年を家庭裁判所調査官の観察に付する旨の決定があり、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に3万円の試験観察加算報酬を支給する。

第3款 国選付添人の審理加算報酬の額の算定方法

（実質審理期日に対する加算報酬）

第11条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件の実質審理期日に出席したときは、当該一般国選付添人契約弁護士に実質審理期日に対する加算報酬を支給する。

2 前項の実質審理期日に対する加算報酬の額は、開廷日ごとに、立会時間に応じて、算定基準別表Bに掲げる区分に従い、同基準別表B1からB3までに定める額とする。

（打合せに対する加算報酬）

第12条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件において、裁判官又は家庭裁判所調査官との間で、審判の準備のため面接による打合せをしたときは、当該一般国選付添人契約弁護士に打合せに対する加算報酬を支給する。

2 前項の打合せに対する加算報酬の額は、出席した打合せ1回（同一の日に複数回の打合せに出席したときは1回と算定する。）につき、別表Cに掲げる区分に従い、当該別表に定める額とする。

（終局決定言渡期日等に対する加算報酬）

第13条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件の終局決定言渡期日等に出席したときは、当該一般国選付添人契約弁護士に終局決定言渡期日等に対する加算報酬を支給する。

2 前項の終局決定言渡期日等に対する加算報酬の額は、次の数式により算定した額とする。

出席した期日の回数（同一の日に複数回の期日に出席したと

きは1回と算定する。以下同じ。) × 3 0 0 0 円

第3節 国選付添人の遠距離面会等加算報酬の額の算定方法

(遠距離面会等加算報酬)

第14条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、少年との面会、記録の閲覧若しくは謄写、鑑別技官との打合せ、被害者との示談交渉、非行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ又は少年の保護者、親族、身元引受人、学校関係者、雇用主、補導委託先若しくはこれに準じる者との打合せをする目的で移動をした場合において、当該移動が、当該一般国選付添人契約弁護士の事務所の所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」という。）の主たる庁舎の所在する場所と移動の目的地との直線距離が片道25キロメートル以上となる移動又は当該直線距離が片道25キロメートル未満であつて、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から移動の目的地まで最も経済的な通常の経路及び方法によって移動した場合に片道50キロメートル以上となる移動（以下「遠距離移動」という。）である場合であつて、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出がある場合は、当該一般国選付添人契約弁護士に遠距離面会等加算報酬を支給する。ただし、遠距離移動が選任に係る保護事件の手續期日への出席のための出張（手續が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われ、当該手續が行われる場所が最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で8キロメートルを超える場合におけるその場所への移動をいう。以下同じ。）を兼ねるときは、遠距離面会等加算報酬は支給しない。

2 前項に規定する遠距離面会等加算報酬の額は、1回の移動につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 移動の直線距離が片道25キロメートル以上50キロメートル未満のとき又は移動の直線距離が片道25キロメートル未満であつて、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道50キロメートル以上100キロメートル未満となるとき 4 0 0 0 円

二 移動の直線距離が片道50キロメートル以上のとき又は移動の直線距離が片道50キロメートル未満であつて、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道100キロメートル以上となるとき 8

〇〇〇円

- 3 遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件に関する遠距離移動を兼ねるときは、遠距離面会等加算報酬、遠距離接見等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。
- 4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手續期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手續期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねる場合であって、当該遠距離移動に対して、これらの事件に関して日当が支給されるときは、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。

第4節 国選付添人の特別加算報酬の額の算定方法

（特別案件加算報酬）

- 第15条 一般国選付添人契約弁護士が、付添人に対する暴行、脅迫その他の少年の責めに帰すべき事由により付添人にその職務を継続させることが相当でないことを理由に国選付添人が解任された保護事件の国選付添人に選任され、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に、特別案件加算報酬を支給する。
- 2 前項の特別案件加算報酬の額は、当該保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の50%の額とする。

（特別成果加算報酬）

- 第16条 家庭裁判所において一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された保護事件について、送致事実の全部又は一部について非行事実が認められないことを理由に保護処分につかない旨の決定があった場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に、50万円を限度として、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額に100%を乗じて算出した額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、当該一般国選付添人契約弁護士が送致事実を争わなかったときは、特別成果加算報酬は支給しない。
- 2 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件について、裁判所が認定した非行事実に摘示され

た損害について、被害者に関し、算定基準別表Dの成果の欄に定める内容の成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面が選任に係る保護事件の審判手続において証拠として取り調べられ、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、当該別表の定めるところに従い、当該別表の特別成果加算報酬の額の欄に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る保護事件が交通事故に関する保護事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、特別成果加算報酬は支給しない。

（環境調整加算報酬）

第17条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件について、少年の更生に必要な環境の調整として当該少年の就学先、就労先又は居住先を確保し、かつ、当該少年に対し、保護処分に付さない旨の決定又は保護観察所の保護観察に付する旨の決定がなされた場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、3万円の環境調整加算報酬を支給する。

（抗告申立書加算報酬）

第18条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件についてされた保護処分の決定に対し、抗告趣意を記載した抗告申立書を作成・提出した場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、1万円の抗告申立書加算報酬を支給する。

第5節 国選付添人の費用の額の算定方法

（記録謄写費用）

第19条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件の記録を謄写（複写又は写真機で撮影してその画像を印刷又は印画することをいう。以下同じ。）し、その枚数が200枚を超える場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に記録謄写費用を支給する。

- 2 前項の記録謄写費用の額は、謄写枚数が200枚を超える部分について、謄写枚数1枚につき20円（一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）とする。
- 3 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、カラー印刷されている記録をカラーで謄写（以下この条において「カラー謄写」という。）したときは、カラー謄写の枚数1枚につきカラー謄写以外の謄写の枚数2枚として換算する。
- 4 一般国選付添人契約弁護士が、次の各号に掲げる保護事件の国選付添人に選任され、当該保護事件の記録を謄写し、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該一般国選付添人契約弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数の全部につき、謄写枚数1枚につき、40円（カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円）又は当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちいずれか低い額とする。
 - 一 否認事件（少年が送致事実の一部を否認している事件を含む。）
 - 二 法定刑に死刑の定めがある罪に係る保護事件
 - 三 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る保護事件
 - 四 記録の丁数が2000を超える保護事件
- 5 同一の保護事件に複数の国選付添人が選任されている場合であっても、当該保護事件の記録については、重ねて記録謄写費用は支給しない。
- 6 第4項各号に掲げる保護事件について、同一の保護事件に複数の一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任され、謄写記録の複製を作成した場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、複製枚数の全部について、記録謄写費用を支給する。
- 7 前項の記録謄写費用の額は、第2項及び第4項の規定にかかわらず、複製枚数1枚につき10円とする。
- 8 紙以外の媒体による複製以外に複製の方法がない記録を複製した場合であって、一般国選付添人からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、当該記録の複製のために現に支払った額の記録謄写

費用を支給する。

- 9 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が第1回審判期日の前に解任されたとき、又は選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に審判条件を欠くことを理由として当該保護事件を終局させる決定があったときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、謄写枚数の全部について、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、謄写枚数1枚につき20円（当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄写費用を支給する。

（遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料）

第20条 一般国選付添人契約弁護士が、国選付添人に選任された保護事件に関して、遠距離移動（記録謄写を目的とするものについては、履行補助者を用いてするものを含む。）をし、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に遠距離面会等交通費を支給する。ただし、遠距離移動が当該保護事件の審判期日への出席のための出張を兼ねるときは、遠距離面会等交通費と期日への出席のための旅費のうち最も高額なもののみを支給する。

- 2 前項の遠距離面会等交通費の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 遠距離移動が、遠距離移動の目的地までの交通手段の実情その他の事情を考慮した上で、通常の経路及び方法によるものと認められ、一般国選付添人契約弁護士が現に支払った交通費の額が、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所と遠距離移動の目的地との直線距離を基準として、民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）第2条第1項に規定する方法により算定される額を超えると認められるとき
当該一般国選付添人契約弁護士が現に支払った交通費の額

二 一般国選付添人契約弁護士が、自家用車で遠距離移動をした場合で、前号に掲げる事情を考慮した上で、自家用車の使用が通常の方法と認められるとき 遠距離移動のための通常の経路を基準として、センターが定めるところにより、当該遠距離移動のために必要なものとして算定する額

三 遠距離移動が前2号に掲げる遠距離移動以外のものであるとき 最寄

簡裁の主たる庁舎の所在する場所と遠距離移動の目的地との直線距離を基準として、民事訴訟費用等に関する規則第2条第1項に規定する方法により算定される額

- 3 一般国選付添人契約弁護士が、遠距離移動の目的（記録謄写を目的とするものについては、履行補助者を用いた場合を含む。）のために宿泊を要し、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の宿泊料の例により算定した額の遠距離面会等宿泊料を支給する。ただし、当該宿泊が選任に係る保護事件の手続期日への出席のための宿泊を兼ねるときは、遠距離面会等宿泊料は支給しない。
- 4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
 - 一 本件の遠距離面会等交通費及び他の事件の旅費 本件の遠距離面会等交通費及び他の事件の旅費の中で最も高額なものの額をそれぞれの事件に按分した額
 - 二 本件の遠距離面会等宿泊料及び他の事件の宿泊料 本件の遠距離面会等宿泊料及び他の事件の宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額
- 5 遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離面会等交通費、他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の額並びに本件の遠距離面会等宿泊料、他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
 - 一 本件の遠距離面会等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費 本件の遠距離面会等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の中で最も高額なものの額をそれぞれの事件に按分した額
 - 二 本件の遠距離面会等宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠

距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 本件の遠距離面会等宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額

(手続期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料)

第21条 一般国選付添人契約弁護士が手続期日に出席するための出張をし、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に旅費を支給する。

2 一般国選付添人契約弁護士が手続期日に出席するための出張をし、出張の目的地への移動のみに要した日がある場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に日当を支給する。

3 一般国選付添人契約弁護士が手続期日に出席するための出張をし、そのために宿泊を要した場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に宿泊料を支給する。

4 第1項の旅費及び第3項の宿泊料の額の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

5 第2項の日当の額の算定については、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の日当の例による。

6 手続期日への出席のための出張が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加弁護事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費、遠距離打合せ・協議等交通費、遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬、遠距離打合せ・協議等加算報酬、遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額

二 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬 本件の日当並びに他の事件

の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額

三 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額

7 手続期日への出席のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の旅費及び他の事件の旅費 旅費の中で最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額

二 本件の日当及び宿泊料並びに他の事件の日当及び宿泊料 そのうち1つをそれぞれの事件に按分した額

(通訳人費用)

第22条 一般国選付添人契約弁護士が、国選付添人に選任された事件に関して、面会その他審判廷外における付添活動に通訳人を要し、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に通訳人費用を支給する。

2 前項に規定する通訳人費用の額は、一般国選付添人契約弁護士が現に通訳人に支払った額又は通訳人から請求されている額とする。

(審判準備費用)

第23条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料、行政機関が発行する証明書の発行手数料又は審判書謄本の交付手数料を支出し、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に、3万円を限度として、審判準備費用として、当該一般国選付添人契約弁護士が現に支払った額を支給する。

第6節 国選付添人の報酬及び費用の請求に関する特則

(この約款に定める請求がされなかったときの報酬及び費用の算定等)

第24条 国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件の報酬及び費用を請求しなかったときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定については、選任に係る保護事件に応じて算定基準別表A1に定める基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみを支給し、費用は支給しない。

2 前項の場合で、選任に係る保護事件の審理が終了する前に国選付添人を解任された場合は、報酬及び費用は支給しない。

3 本則第22条7項に規定する一般国選付添人契約弁護士に支給すべき報酬は基礎報酬のみ、費用は通訳人費用のみとする。

第3章 抗告審又は再抗告審等において選任された国選付添人の報酬及び費用

(報酬及び費用の種類)

第25条 少年法第32条の5又は第35条第2項の規定により抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第5条第1号ア①、③(1)及び(3)、イ、ウ①及び②

二 費用 算定基準第5条第2号

(基礎報酬)

第26条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が意見書その他これに準ずる書面(以下「意見書等」という。)を提出したときは、当該一般国選付添人契約弁護士に基礎報酬を支給する。

2 前項に規定する基礎報酬の額は、6万円とする。

3 原審の記録の丁数が1000を超える場合であって、一般国選付添人契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 原審の記録の丁数が1000を超え5000以下のとき 前項に定め

る額の１５０％の額

二 原審の記録の丁数が５０００を超え１万以下のとき 前項に定める額の２００％の額

三 原審の記録の丁数が１万を超えるととき 前項に定める額の３００％の額

（一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則）

第２７条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、前条第２項及び第３項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同条第２項に規定する基礎報酬の５０％の額とし、特別案件加算報酬は支給しない。

一 原審の記録の閲覧等（原審の記録を閲覧若しくは謄写し、又は原審の付添人から原審の記録を謄写したものの引継ぎを受けることをいう。以下同じ。）を行うことなく意見書等を作成したとき

二 少年と面会、電話交通又は打合せを行うことなく意見書等を作成したとき（一般国選付添人契約弁護士が少年に対して面会又は打合せの申し入れをし、当該一般国選付添人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により、面会、電話交通又は打合せをするに至らなかったときを除く。）。

（抗告の取下げ等の場合の基礎報酬）

第２８条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が意見書等を提出する前に、国選付添人を解任されたとき、選任に係る抗告審若しくは再抗告審の保護事件について審判条件を欠くことを理由として当該審級における審理手続を終了させる決定があったとき、若しくは抗告若しくは再抗告が取り下げられたとき、又は国選付添人が意見書等を提出した後に解任された抗告審若しくは再抗告審の保護事件の国選付添人に選任されたときは、当該一般国選付添人契約弁護士に基礎報酬を支給する。

２ 前項の基礎報酬の額は、算定基準別表Ａ３の記録の丁数の欄及び活動内容の欄に掲げる区分に従い、当該別表の基礎報酬の額の欄に定める額とする。

（審理加算報酬）

第２９条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国

選付添人契約弁護士が選任に係る保護事件の実質審理期日又は終局決定言渡期日等に出席したときは、当該一般国選付添人契約弁護士に審理加算報酬を支給する。

2 前項の審理加算報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 実質審理期日に対する加算報酬 開廷日ごとに、立会時間に応じて算定基準別表B2に定める額

二 終局決定言渡期日等に対する加算報酬 出席した期日の回数×3000円

(特別成果加算報酬)

第30条 家庭裁判所の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が算定基準第16条第2項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該保護事件の抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。

2 家庭裁判所又は抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が算定基準第16条第2項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該保護事件の再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。

(費用)

第31条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人を解任されたとき、選任に係る抗告審若しくは再抗告審の保護事件において審判条件を欠くことを理由として当該審級における審理手続を終局させる決定があったとき及び抗告又は再抗告が取り下げられたときは、算定基準第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に、当該一般国選付添人契約弁護士が謄写した記録の謄写枚数の全部について、謄写枚数1枚につき20円(当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額)の記録謄写費用を支給する。

(この約款に定める請求がなかったときの報酬及び費用の算定)

第32条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国

選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件の報酬及び費用の請求をしなかったときは、報酬及び費用は支給しない。

（準用規定）

第 3 3 条 前章の家庭裁判所における保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士の報酬及び費用に関する規定（算定基準第 7 条を除く。）は、この章に特別の定めがあるものを除いて、その性質に反しない限り、抗告審及び再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士の報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、同基準第 2 4 条第 3 項に「基礎報酬」とあるのは「基礎報酬の 6 万円」と読み替えるものとする。

（保護処分取消しの事件の国選付添人）

第 3 4 条 保護処分取消しの事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用については、当該事件の審級、当該事件の種類に応じて、第 2 章及びこの章に定めるところにより算定する。

以上

別表A1

選任に係る保護事件の種類		基礎報酬の額
検察官不関与事件	単独事件	¥90,000
	合議事件	¥90,000
検察官関与事件		¥100,000

別表A2

番号	活動内容	基礎報酬の額
1	少年との面会、電話交通又は打合せを行ったとき	¥9,000
2	選任に係る保護事件の記録の閲覧又は謄写を行ったとき	¥6,000
3	選任に係る保護事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥16,000
4	少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の記録の閲覧又は謄写を行ったとき	¥15,000
5	少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥25,000

※ 一般国選付添人契約弁護士が、少年に面会若しくは打合せの申し入れをし、当該一般国選付添人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により少年と接見、電話交通及び打合せをすることができなかった場合、又は少年と面会、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4又は5に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。

別表A3

番号	記録の丁数	活動内容	基礎報酬の額
1		少年との面会、電話交通又は打合せを行ったとき	¥9,000
2	1000以下	選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥6,000
3		選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥16,000
4		少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥15,000
5		少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥25,000
6	1000を超え 5000以下	選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥9,000
7		選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥24,000
8		少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥18,000
9		少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥33,000
10	5000を超え 10000以下	選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥12,000
11		選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥32,000
12		少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥21,000
13		少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥41,000
14	10000超	選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥18,000
15		選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥48,000
16		少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥27,000
17		少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥57,000

※ 一般国選付添人契約弁護士が、少年に面会若しくは打合せの申し入れをし、当該一般国選付添人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により少年と面会、電話交通及び打合せをすることができなかった場合、又は少年と面会、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面を提出した場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4、5、8、9、12、13、16又は17に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。

別表B

選任に係る保護事件の種類		実質審理期日に対する加算報酬の額を定める別表
検察官不関与事件	単独事件	B1
	合議事件	B2
検察官関与事件		B3

別表B1

立会時間	1回目の実質 審理期日の 報酬額	2回目以降の 実質審理期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,400
45分以上1時間30分未満	¥6,400	¥9,600
1時間30分以上2時間30分未満	¥9,600	¥16,800
2時間30分以上3時間30分未満	¥16,800	¥25,900
3時間30分以上4時間30分未満	¥25,900	¥37,200
4時間30分以上5時間30分未満	¥37,200	¥52,000
5時間30分以上	¥52,000	¥61,100

別表B2

立会時間	1回目の実質 審理期日の 報酬額	2回目以降の 実質審理期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥7,500
45分以上1時間30分未満	¥7,500	¥12,300
1時間30分以上2時間30分未満	¥12,300	¥23,200
2時間30分以上3時間30分未満	¥23,200	¥36,800
3時間30分以上4時間30分未満	¥36,800	¥53,600
4時間30分以上5時間30分未満	¥53,600	¥74,700
5時間30分以上	¥74,700	¥88,300

別表B3

立会時間	1回目の実質 審理期日の 報酬額	2回目以降の 実質審理期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥7,900
45分以上1時間30分未満	¥7,900	¥13,200
1時間30分以上2時間30分未満	¥13,200	¥25,300
2時間30分以上3時間30分未満	¥25,300	¥40,400
3時間30分以上4時間30分未満	¥40,400	¥59,000
4時間30分以上5時間30分未満	¥59,000	¥82,200
5時間30分以上	¥82,200	¥97,400

別表C

選任に係る保護事件の種類		打合せの区分	打合せに対する加算報酬の額
検察官不関与事件	単独事件	裁判官との打合せ	出席した打合せの回数×7,200円
		家庭裁判所調査官との打合せ	(出席した打合せの回数－1)×7,200円
	合議事件	裁判官との打合せ	出席した打合せの回数×8,000円
		家庭裁判所調査官との打合せ	(出席した打合せの回数－1)×8,000円
検察官関与事件		裁判官との打合せ	出席した打合せの回数×8,500円
		家庭裁判所調査官との打合せ	(出席した打合せの回数－1)×8,500円

※ 同一日における出席は、裁判官及び家庭裁判所調査官との打合せへの出席を含め、1回と算定する。

別表D

番号	成果	特別成果加算報酬の額
1	非行事実摘示された被害 に関し、被害者等(被害者、 被害者が死亡した場合の相 続人及び被害者の精神に重 大な故障がある場合におけ る被害者の代理人をいう。以 下同じ。)から嘆願書(少年を 宥恕し寛大な処分を求める 内容の文書をいう。)を得た 場合	非行事実摘示された被害者が1人
		非行事実摘示された被害者が2人
		非行事実摘示された被害者が3人
		非行事実摘示された被害者が4人以上
2	非行事実摘示された被害 に関し、被害者等が被ったす べての損害の50%相当額以 上について損害賠償をした 場合	非行事実摘示された被害者が1人につき、 右の額を被害者の数 で除して得た額
		非行事実摘示された被害者が2人
		非行事実摘示された被害者が3人
		非行事実摘示された被害者が4人以上
3	非行事実摘示された被害 に関し、被害者等が被ったす べての損害について、実質 的に損害賠償をした場合	非行事実摘示された被害者が1人につき、 右の額を被害者の数 で除して得た額
		非行事実摘示された被害者が2人
		非行事実摘示された被害者が3人
		非行事実摘示された被害者が4人以上
4	被害者等との間で、非行事 実に摘示された被害に関し、 被害者等が被ったすべての 損害について、和解契約を 成立させた場合	非行事実摘示された被害者が1人につき、 右の額を被害者の数 で除して得た額
		非行事実摘示された被害者が2人
		非行事実摘示された被害者が3人
		非行事実摘示された被害者が4人以上

※ 被害者1人について、番号1から4までに掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号1から4までに掲げる複数の成果をあげたときは、次の①から⑦までに定める方法により特別成果加算報酬の額を算定する。

- ① 最も高い番号の成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ② 最も高い番号の成果を2番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ③ 最も高い番号の成果及び2番目に高い番号の成果を3番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ④ 最も高い番号の成果、2番目に高い番号の成果及び3番目に高い番号の成果を4番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ⑤ 非行事実摘示されたすべての被害者について、最も低い番号の成果をあげた場合の特別成果加算報酬を算定する(非行事実摘示された被害者の一部について番号1から4までに掲げる成果がないときは0円と算定する。)
- ⑥ ①から⑤までの額を比べ、最も高い額を特別成果加算報酬の額とする。
- ⑦ ただし、番号2から4までに掲げる成果が含まれる場合で、非行事実摘示されたすべての被害に係る損害の50%相当分以上の損害の賠償をしたときは、⑥で算定される特別成果加算報酬の額と1万円とを比べ、高い方の額を特別成果加算報酬の額とする。